

第四十三回 参議院通信委員會會議錄第二十一号

昭和三十八年五月十六日(木曜日)

午前十時二十九分開会

委員の異動

三月三十日

委員の異動

五月六日

五月六日

五月六日

五月六日

五月六日

五月六日

五月六日

五月六日

五月六日

五月六日

五月六日

五月六日

五月六日

五月六日

五月六日

五月六日

五月六日

五月六日

五月六日

五月六日

五月六日

五月六日

五月六日

五月六日

五月六日

五月六日

五月六日

五月六日

五月六日

事務局側

常任委員

倉沢 岩雄君

倉沢 岩雄君

倉沢 岩雄君

倉沢 岩雄君

倉沢 岩雄君

倉沢 岩雄君

倉沢 岩雄君

倉沢 岩雄君

倉沢 岩雄君

倉沢 岩雄君

倉沢 岩雄君

倉沢 岩雄君

倉沢 岩雄君

倉沢 岩雄君

倉沢 岩雄君

倉沢 岩雄君

倉沢 岩雄君

倉沢 岩雄君

倉沢 岩雄君

倉沢 岩雄君

倉沢 岩雄君

倉沢 岩雄君

倉沢 岩雄君

倉沢 岩雄君

倉沢 岩雄君

倉沢 岩雄君

倉沢 岩雄君

倉沢 岩雄君

倉沢 岩雄君

倉沢 岩雄君

倉沢 岩雄君

倉沢 岩雄君

倉沢 岩雄君

○委員長(伊藤頭道君) 公衆電気通信

法及び有線電気通信法の一部を改正す

る法律案を議題とし、政府より提案理

由の説明を聴取いたしました。小沢郵政

大臣。

○國務大臣(小沢久太郎君) たいい

議題となり、公衆電気通信法及び

有線電気通信法の一部を改正する法律

案について、提案理由の御説明を申し

上げます。

有線放送電話設備は、有線放送と通

話との二つの機能を兼ね備えている簡

易低廉な電気通信設備でありまして、

電話連絡が不便な農山漁村の住民に非

常に喜ばれておりますが、新市町村建

設計画や新農山漁村建設計画による国

の補助とも相俟って、昭和三十三年に

有線放送電話に関する法律が制定され

て以来、全国的に急速な普及発展を見

せております。現在その施設数は二千

六百、加入世帯数は二百万に及ぶ状況

であります。その設備規格も、当初

から見ますと相当の向上を見せており

ます。

このよう有線放送電話の普及発展

と、農山漁村における公衆電気通信の

現況にかんがみ、有線放送電話と日本

電信電話公社の電話との間の通話がで

きるようにするなどの関係法律を改正し

て、農山漁村における電気通信の利便

の増大をはかるものとして、

次に、この法律案のおもな内容につ

いて申し上げます。

改正の第一は、公衆電気通信法の一

部を改正して、同法に一章を設けて、

公社の提供する公衆電気通信業務の一

種として新たに有線放送電話接続通話

の制度を設けることとあります。公社

は、有線放送電話業者から、有線放送

電話設備と加入電話等との間の接続通

話の取り扱いを受けるための接続通話

契約の申し込みを受けたときは、その

設備が技術基準に適合しない場合等公

社の業務の遂行に著しい支障がある場

合を除き、予算の範囲内において、そ

の申し込みの全部を承諾することとし

ております。

接続通話契約には、第一種、第二種

の二種類を設けることとしてあります

が、接続通話の範囲は、第一種接続電

話契約の場合には一般の市内通話に相

当する市内接続通話のみとし、第二種接

続通話契約の場合には、同一都道府県

の区域内にある一定の基準に該当する電

話取扱局の加入電話等との間の通話が

できることとしてあります。

なお、北海道につきましては、道一

円とし、これを分割して通話範

囲を限ることとしてあります。

また、有線放送電話設備による交換

取り扱い及び設備の保存につきましては

は、公衆電気通信業務に支障を及ぼさ

ないよう必要な措置をとることとして

あります。

その他、接続通話の停止及び接続通

話契約の解除、通話の接続順序、料金

の返還、損害賠償等につきましては、

加入電話の場合に準じて必要な規定を

設けることとしてあります。

改正の第二は、有線電気通信法の一

人以上で共同して行なうことについて

有線放送電話に関する法律第三条の許

可を受けた者が、その許可にかかる有

線放送電話設備を設置する場合に、

これを共同して設置することを認めよ

うとするものであります。同一市町村

内に二つ以上の有線放送電話設備があ

る場合、この共同設置の方法により、

各施設者はその施設を共同して運営で

きますので、この地域内の住民の相互

通信連絡が可能となることになりま

す。

なお、これらの改正に伴い、関係規

定を整理いたしますとともに、有線放

送電話と公社の電話との接続通話の制

度について調査検討するために、現在

設けられている試験設備について必要

な経過規定を設けてあります。

何とぞ十分御審議の上、すみやかに

御可決下さいますようお願い申し上げ

ます。

○委員長(伊藤頭道君) 本案につきま

しては、本日は説明聴取のみにとどめ

ておきます。

○委員長(伊藤頭道君) 次に、郵政事

業及び電気通信事業の運営並びに電波

に関する調査を議題とし、調査を進め

ます。

本件について質疑のある方は、順次

御発言願います。

○鈴木強君 今度の国会に提案を予定

しております法律案、あと二件あると

思っております。一つは、例の電話設備

の拡充計画による電話交換方式の自動化

のための暫定措置に関する法律案、も

う一つは、郵便貯金法の一部を改正する法律案及び運用範囲の拡張等を内容とする改正、保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案、この二つがあるわけです。これはどうなりますか。

○政府委員(武田功君) ただいま準備しておりますのは、今先生御指摘の案件でございますが、第一の郵便貯金に関する法律の一部改正でございます。これと、それから二番目の簡易保険の積立金の運用に関する法律、これの一部改正、この二件は、目下政府内部で意見調整しております、大体来週末ごろには御提出できるのではないかと思っております。

それから電話の自動化に伴う要員に対する特別措置の問題でございますが、これは、いろいろと目下努力しておりますけれども、あるいは時期的に相当おくれるんじゃないだろうか、こういうふうに考えております。

○鈴木強君 皆さんは、国会に提出すべき法案は早く提出をして審議を仰ぐというの、これは筋です。国会が休会しようとするとうとうと、政府当局は、できるだけ約束をしておるその法律案の提案については、もっと真剣に、すみやかに出すようにしてもらいたい。会期は、普通だったら二十二日をもって終わるわけです。きょう提案された法律案にしてもそうです。これだけの大事な法律案を今ごろ提案してくる、それからなおこの二つの法律案については、あまりはつきりした見通しが、一つについては立たぬのですね、一体、電話交換方式の自動化のための暫定措置というのは、これは、そ

うすると、今度の国会には出る可能性は少ないと見ていいわけですか。

○政府委員(武田功君) 内容といったしますと、私もといたしましては、何とか立法化をお願いをしたい。こういったような趣旨のものでございまして、鋭意努力いたしておりますので、さつきお示しのように、できるだけ早く御提出しなければならぬところでございまして、まあ、かりに会期延長というふうなこともございましたらば、その間にでも、お許しをいただければ、ぜひ出したい、こういうような気持ちから準備を進めておる次第でございます。

○鈴木強君 これは大臣、事務当局にまかしていい法律案と、あなたが直接に出ていかなければならぬものがあるのですよ。一体、今問題になっているのは、これはどういうところに問題があつて——おそろくちよつとむずかしからうというふうな予想的なお考えかもしれないけれども、今官房長からお話がありました、一体どういうところに問題があるのですか。

○国務大臣(小沢久太郎君) この問題は、われわれのほうといたしましては、ぜひやりたい、そういうふうな考えておりますけれども、大蔵省との間にまだ意見の一致ができませんでございまして、まあ、大蔵省のほうとしては、こういう制度は作りたくないというふうなことで、われわれのほうはぜひやりたいというふうなこと、そういうふうないろいろな意見の相違がありまして、私たちのほうはぜひやりたい、大蔵省のほうと、ただいま申し上げたような理由で、なかなか妥結がつかないというふうなことで、鋭意努力はしておりますけれども、そういうふうな状態で、われわれとしては努力しておりますけれども、いまだに結果がつかないのは遺憾に存する次第でございます。

○鈴木強君 法案の内容に立ち入つては聞きませんけれども、そうすると、見通しとしては、やはりむずかしいというふうに判断していいのですか。今度の国会は、かりに会期延長になつても無理だというふうに判断していいのですか。

○国務大臣(小沢久太郎君) われわれのほうといたしましては、会期が延長されるということが考えられますけれども、その間でもぜひとも出したい、そういうふうなつもりでおりますけれども、二十二日までではちよつと見通しがつかぬというふうな状態でございまして。

○鈴木強君 それから次に、テレビの第二次チャンネル・プランの修正についてお尋ねします。だいぶおそくなりましたけれども、やつと結論が出たようなことで、これについては、官房長のほうから内容を御通知いただきまして、たいへん親切な方法をとっていただきましたことを感謝しております。

その中で二、三問題がありますので伺つておきたいのですが、近畿地区の民放へのチャンネルの割当の申請がつかないに保留になった。これは、私は非常に遺憾なことだと思いますけれども、一体、どういふわけでございましょうか。留保されたのですか。これは、大臣も何か直接、大阪四社のテレビ会社、それからラジオ三社がおりますね、それらの諸君ともお会いになつたのではない

んですか。政治的に、いろいろな行政的に指導もされたと思うのですけれどもね、どういふわけでございましょうか。これは、大臣から私聞きたいんです。

○政府委員(西崎太郎君) ちよつと私から前座を勤めさせていただきます。今、先生からお話のように、第二次プランの修正、非常におくれました。ことをおわび申し上げます。さらに、その中で、近畿地区の民放に限りまして今回一時たな上げざるを得なくなつたというのを非常に遺憾に存する次第でございますが、その理由としては、実は、これは歴史的な問題でございますことは御承知のとおりであります。

近畿地区の民放というものがどういふふうな現状であるかと申しますと、テレビにつきましては、いわゆる京阪神地区をサービス・エリアとした四社がございまして、テレビ放送事業社として四社がございまして、それからラジオ単独社といたしまして、大阪を含めまして、それぞれの県に——と申しますと、大阪と兵庫、それから京都、それから和歌山、ここにラジオ単独社が一社ずつございまして、それで、問題は、実は今度近畿地方における難視地区二十六地区にテレビ局を置局いたしました、それで近畿地区の難視地区を解消しようという計画でございまして、その場合、そういう二十六地区の民放用のチャンネル、これを一体、今のテレビ事業社あるいはラジオ単独者、どちらに割り当てたらいいかという問題であります。これは、具体的に申しまして、割り当てるチャンネルの

数にも関係してくるわけでございます。それで、実はテレビ四社側といたしましては、近畿というの、これは地域社として一体だ、言いかえれば、今サービス・エリアにしております京阪神地区の延長だ、したがって、今度二十六地区にできるテレビ局は、当然テレビ四社の中継局であるのが至当だ、こういう主張でございまして、それに対して、ラジオ単独社の考え方というの、この今回の二十六地区が属してあるいわゆる播磨但馬地方、あるいは和歌山のほうであるとか、それから丹波のほうであるとか、こういうのは、京阪神地区とは別の地域社、したがって、当然地元ラジオ単独社に、テレビ事業として、いわゆる親局として免許するのが至当である、こういう考え方でございます。言いかえしますれば、テレビ四社は、その二十六地区に民放用として四つずつのチャンネルを割り当て、それからラジオ単独社のほうは、民放用として一つだけ割り当ててくれればいい、こういうことに結果的にはなるわけでありまして。

ただ、この両者の主張について、われわれのほうとしましては、まず、そのテレビ四社の主張につきましては、もしもそういうふうないたしましたら、地元のラジオ単独社の経営が相当影響を受けるんじゃないかということでございます。それからラジオ単独社の親局を作つてくれという意見につきましては、今回の修正は二次プランの修正でありまして、二次プランというのは、これは親局の案ではなくして、中継局ということをお前提にいたしております。そういうこともありますし、ま

た、こういふところに親局を作るといふことは、VHFの波ではできない。UHFの波を使わなければならない。そうすると、UHFの親局を新たに作るという事は、これはやはり全国的な連鎖反応と申しますか、全国的な影響という事を考えてやらないとまずいのではないかといいようなことで、そういう点に難点があるという事で、われわれのほうとしましては、現段階では、この両者が何とかうまく協力して、そうして近畿地方の難視地区を解消するための方策というものをいろいろ検討いたしておるわけであり

す。それで、そのうち、いわゆるV地区、Vチャンネルを使つた割当地区が百三十三でございいます。それから、UHFのチャンネルを割り当てたところが九十六でございいます。

数がなければだめだ、これはわかる。しかし、Uを使つて九十六カ所をやるうとしていた。したがって、このことは理屈にならない。Uを親局にするか、中継局にするか、これは多少問題が残ると思うのです。その点はあなたの言うとおりで。しかし、いづれにしても、Uを使つてやり得る道はあるんだから、何かもう少し考えたらいんじゃないか。それで、全体としてそれをやっておつたらおそくなるというんだが、それならば、もつと基本的に、VかUか、日本のテレビの周波数というものは一体どうなっているか、それをばきりして、将来の日本のテレビというものを明確にしてやらなければいけない。そこをあなた方がやらなければならぬ。追つて第三次プランでやる、要するに、UかVか、暫定的にそれまで待つてもらいたい、というならわかる。ところが、あなたのほうで言っているのは、そうでないでしよう。だから、向こうのほうも不満があるし、いろいろな感情が残っていると思うのです。

衆議院なんかの速記録に出ておりますが、筋を通すという事は一体どういうことか、私にはわかりません。

心にやっていると、その民放和歌山放送にはしばらくの間待つてもらいたいというところかなのじやないですか。もうそういうことで第二次修正プランというものはできてきたのだから。

それから、先ほど申し上げましたように、これは歴史的な問題でありまして、相当やはり深刻なる問題でありまして、多少もう少し時間をかける必要があるんじゃないかということ、たな上げさせるを得なかつた。もしこの解決を待つておきますと、ほかの近畿地方以外の難視地区の解消がそれだけおくれるわけでありまして、そのために、ほかのほうを待つてもらふという事も、やはり全般的に申しますと、適当じゃないんじゃないかという判断から、とりあえず、ほかのほうを先行させた、こういうことでござい

また、難視地域があるかもしれない。いづれにしても、そういうことは一応論外として、ラジオだつて、要するに、大阪でNHKで放送すれば全大阪の管内にいづかもしれないし、関東の場合だつて、東京から出していれば、関東八州はみないでいるわけですよ。しかし、関東でも県域放送をやる。ラジオをやらしてくれという意見があるが、それぞれの経済と密着し、住民と密着したニュースや放送というのを知りたいのは人情だから、県域放送へ県域放送へといふこと。

やつたんだから、大臣も出かけて行つたかどうか知りませんが、新聞なんか見ると、そういうことをやられているように聞いているのですが、そういう点をもう少しよく理屈を話して、了解してもらふようなことはできなかったのですか。現に、われわれのところにも、非常に不満だと、近畿地区の人には、郵政省はけしからぬといつてきております。せっかく行政指導までやつて、そんな文句を食うよりなやり方は不可解です。もつと基本的な方針を明確にする。——大臣は、筋を通すと、

と、どういふふうな解決するのですか。解決の方針はどういふ方針ですか。

そこでは、これは監理局長、大阪の周辺というものは、VHFでは完全に難視地域の解消というものはできないのですか。やはりUHFにかえていかなければだめなんでは。私はそう見ています。大阪はVHFでは限度にきています。しかし、UHFにかえていかなければならぬということになれば、Uは周波数は相当とれるのだから、そうするとUによつて民放をどうカバーしていくかという事が、全国的な問題と関連して、郵政省がこれからきめることだと思ふ。それを早くきめなければならぬ。それで、Uというものは、一体今後全国的にどういふ形式に親局がなり、また、中継局がどうなっていくかという事は、相対的に関連して、全国的なプランの中で解決していくことをまず考えなければ、それは民放三社、四社はいずれも、一方地域住民から見れば、非常に迷惑な話で、いつまでたつても大阪テレビはぼやつとして見えないうところが残っている。難視地域を解消しようというので第二次修正プランを作つたのに、大阪は置いてきぼりをくつちやう。そんなことは郵政省としてはおかしいじやないですか。

要するに、VからUに変えたのは幾つあるのですか。

それは、現に三社が存立しているわけですから、この際テレビのほうだけ四社が独占で、その三つの民放を運営している単独経営社にテレビを認可しないということが一つ矛盾として残ると思ふのです。それから、Vではもう周波

〇政府委員(西崎太郎君) 今先生がおっしゃいましたように、Uのチャンネルというものは、国際的に割り当てられている全部のバンドを使いますと、

〇政府委員(西崎太郎君) 今先生が

〇政府委員(西崎太郎君) 今先生が

〇政府委員(西崎太郎君) 今先生が

〇政府委員(西崎太郎君) 今先生が

〇政府委員(西崎太郎君) 今先生が

〇政府委員(西崎太郎君) 今先生が

〇政府委員(西崎太郎君) 今先生が

五十チャンネル使えるわけです。したがって、現在VHFにありますが十二チャンネルとあわせて、総合的な、しかも長期的な計画を、テレビの置局の計画を作ることが本来なら大前提であるべきでありまして、われわれもぜひそうしたいと思つておつたのですが、これは、何分にも現在の日本の放送界の既成の秩序というものにやほり重大な変革を及ぼすおそれがありますので、この問題はやはり慎重に、しかも衆知を集めて、将来に禍根を残さないようなものをやはり確立しなければならぬわけでありまして、やはり、それにはなお多少の時日もかかります。ところが、一面におきまして、難視地区の解消という問題は、これはやはり刻下の急務であるわけでありまして、われわれとしては、できるだけ早くUを使わないで、VでやれるところではVでもつて難視地区の解消をやりたい、そういう考え方でいろいろ検討してみたのですが、先生も今おっしゃいましたように、特に大都市の周辺におきましては、Vのチャンネルで難視地区を解消することが非常に困難であります。そういう意味で、いわゆる近畿地方におきましても、京阪神地区以外は全部Uを使わざるを得なくなつた。そういうわけで、結局、もうやむを得ずUをもういった現在の最も必要とする面に最小限において導入したというわけでありまして、そういう総合的、長期的な計画というものは、今後なお時間をかけましてひとつ作りたい、こういうふうに考へてゐるわけでございます。

○鈴木強君 その今のお話、けっこうですけれども、UとVをどういうふう

にコントロールして、調整してやつていくかという、そのことが、時間をかけてとおっしゃるのですけれどもね、いつまで時間がかかるかわかりませんよ、郵政省の電波割当というものは、つもおそくなるからね。だからわからぬが、何か雲をつかむようなことを言われたって、これはなかなか納得できないわけですよ。方針はいいですが、今のような方針で、将来とも全国的なテレビの波を、UとVとを併用して、ほんとうに全国あまねく見えるようなやり方方向に持つていくということには私はけっこうなんだけれども、その持つていく時期その他について少し不明確ですね。いつごろそういうことをやろうとしているのですか。たとえば、今業界のほうでは、UHF帯を使うことになる、やはり受像機の改造ということも考えなければならぬ。これはやはり、利用者、要するに視聴者のほうにも影響があるのですから、そうしかく簡単にはできないと思つて、しかし、それだけに、今後どういう方向でもつてUHF帯のテレビを普及していくのだということになりませんと、一面、まあ私は業界のほうの代表者でいてるわけでもないけれども、それで電波行政をやる場合に、業界の協力が得られなければならぬわけですから、やはりU帯の受像機をどういうふうに生産していくかということについては、これはやはり考え方としては、一つの方針を出してやらなければならぬわけですね。そういうふうな意味からいいますけれども、将来一体いつごろ、第三次プランですか、要するに、いつごろやろうとしているのか、全然わからぬというのですか。それとも、ある段階を追つてやろうとしているのか。これは、監理局長、どうなつてゐるのか、答弁して下さい。大臣からでもいいですよ、大事な電波行政ですから。大臣、どうしようとしているのか、第三次の構想はいつごろまでにやろうというのか。

○国務大臣(小沢久太郎君) これは、先ほどの近畿地区のたな上げの問題につきまして鈴木先生から言われましたように、将来はそういう方向でもつていく、その暫定としてこういうふうにするということになるわけでありまして、そのUを全体の親局としてやるといふようなことは、これは必要でございすが、ただいま放送法制調査会などにもいろいろ全体のことを諮問しておりますし、そういう関係もありませんし、一面は、早くやりたいというわれわれの考えもございすが、全体的なことではございすが、そういう放送法制調査会の意見も聞かなければならぬので、まあひとつ慎重にやりたいというふうに考へております。しかし、これは早晩私はやらなければならぬ問題と思つて、いろいろ研究をしてゐる次第でございします。

○鈴木強君 郵政省は、国会の答弁が、なかなかまいとところに理屈をつけてはよく言ひのすけれどもね。カラーテレビのときには、C C I Rの結論が出ないとか、国際基準が出ないとか、何だかんだいっているけれども、それがそのうち、きまらぬのにやつちやつたわけですね。国会が反対するのに、国民が反対するのに、やつちやつたわけですね。これは事実だと思ふ。それから今度は、こういう大事なことになる

ると、審議会があつて、その結論を待つとか諮問しますとか、みんな三百代言みたいなことを言つてはわれわれをどまかしてゐる。これはけしからぬと思ふのです。やはりそれは、あなた方が諮問せられてゐるのだから、こういう方針でいかでございしますかといつて諮問するのはわかる。しかし、ただ、これはどうでございしますか、皆さんで考へて下さい、そんな諮問のやり方はないと思ふ。やはりもっと積極的な、必要ならば大臣のほうで英知をしぼつていただいて、一つの方針をきめて、臨時放送関係法制調査会などというものがいつまで続くか知りませんが、知りませんが、ほかにまだいろいろあるでしょうから、諮問すべきところでは諮問されてけつこうです。民意を聞くために、けつこうですけれども、いつまで待つたらいいの。何かそういうところがある一つのフアンドにして、そうしてそれをなればできないというふうに答弁をされてゐることは非常に私は遺憾だと思ひます。

○国務大臣(小沢久太郎君) 私のほうで少しの案もありませんで、ただそういうところと諮問をいたしまして、その結果を待つというよりなことは、私のほうはしないつもりでございします。何といつても、私のほうで案を作りまして、その案がいいか悪いかというふうにして持つていくべきだと思ひます。そういう点につきまして、私のほうは今検討しております。検討しておりますけれども、まあ、先ほど申し上げましたやうな、これは全国的な重大な問題でございしますから、ただいまこでいつまでというよりなことは申し上げかねますけれども、とにかくまあ、全

国的の、みんながよく聞かせるテレビを作りたいということが念願でございしますから、われわれのほうにいたしましては、慎重々々といつていつまでもやつておるわけにはいきませんので、可及的に早くやりたい、そういうふう

に考へております。

○鈴木強君 考へ方はよくわかりますが、大臣の。ところが、ただ監理局長が言ひのは、ゆつくり考へてやるようなことを言ひの、それでわからぬ、三年目だか五年目だか。そうではないと思ふ。しかし、近畿の場合ももちろん関連がありますよ。これにも関連がありますから、そういう監理行政の基本的な問題ですから、できるだけ早く方針をおきめになつてやるのが筋だと思ふ。そんな近畿あたりに関連がなければ、まだある程度もつと慎重にやつて下さいと私は言ひます。しかし、現実には、今日難視地区から救われぬ地域があるというのを考へたときにも、もつと積極的な、そのことだけによつて全体に影響があるんだから、やはり全体の影響を考へつつそのことをやはり解決するためには、できるだけスピード・アップをして結論を出してやるということが親切じゃないんですか。そういう意味において、できるだけ早く大臣はやつてくれるという考へ方があつてしかるべきだと思ひます。

○国務大臣(小沢久太郎君) ただいま鈴木委員のおっしゃつた点を十分尊重いたしましてやつていきたい、そういうふう

に思つております。

○鈴木強君 それからも一つ、これは、この際お伺ひしておきますが、確かに歴史的な経過の中で、広域放送的な性格をもつてきてゐるんですよ。

しかし、やはり一面に、県域放送という方向に非常に強い世論が出てきておりますから、これは電波の周波数との関係がありますので、なかなかしろうとが考えるようにはいかないでしょうけれども、幸いにしてUチャンネルが使えらるという段階にきたわけですから、できるだけ現在あるテレビ放送会社と、そういう今ラジオだけやっていた単独局あるいはこれから県域的にやろうとするラジオ、テレビの単独局、そういうものが、電波監理局長もあつておられるように、それはやはり共存共栄というか、一方がよくなるために一方がよくなるということでは困るでしょうから、そういう点も多少は配慮しなければならぬと思ひますけれども、今日電波の公平な使用という立場に立つて、便宜を受けるのは国民ですから、その国民に便宜を与えるための公平な電波の割当というのをやるべきだと思ひます。ですから、考え方として、そういう世論に郵政省は順応した方向にチャンネルの割当ということをやってお考えでございますか、どうですか、これをひとつお伺いしたいと思います。

○国務大臣(小沢久太郎君) たいだいま鈴木先生のおっしゃいましたように、結局、電波というものは国民のものでございまして、国民の喜ぶような電波の配分を公平にやるといふことを考えると同時に、また、今度認可をしまして放送業者が経営に困るといふようなこともまたないよう、その経営の面もやはり考慮して、それもまた十分経営が成り立つといふような点もやはり考慮してやつていきたい、そういうふうに考えております。

○鈴木強君 今度九十六カ所のU帯使用に關係して、さつき言った受像機の改造ということが当然問題になってくると思ひます。今アダプター一台一万二、三千円から五千円くらいするらしいんですが、こういふことは、直接国民が、聴視者が過重負担になると思ひます、Vと比べて見ても、それはまあ、まさか一々国が補償するわけにはいかぬので、問題は結局聴視者の負担になると思ひますけれども、そういう点は、やはりUを割り当てられた地区には十分に周知はするのでありますから、そういう啓蒙は、一体第二次修正プランというものはどういふペースでこれから実際に切りかえられていくのか、その時期というものは一体どうなんでしょうか。

○政府委員(西崎太郎君) 今先生がおっしゃいましたように、UHFの地区の住民、受信者でございますが、これはVHFのチャンネルを割り当てられていた所から見ますと、よいいな負担がかかる。もつとも、現在そういう見づらな所では、公同聴視に加入するとか、あるいは高いアンテナ、これも二万も三万もかかるような、そういう負担を払ってまで見ておられる方が多いわけですが、そういう意味からいへば、必ずしもこの負担が従来よりも加重されるということではございませうが、しかしいふにしろ、VHFチャンネルが割り当てられた所から見れば、そこに多少不公平が起つてくるわけですが、われわれとしては、できるだけアダプターの値段を下げるように、まあもつとも、これにはそれだけの需要がふえるという要素も必要でございますが、メーカーに対してはそういう点の協力を求めているわけでありまして、また、そういう地区に対するPRといふことも、そういうものを、NHKとか放送会社を通じて、今後積極的にやつて参りたいと思ひております。

それから今度の二百二十九地区でございますが、この年度計画はどういうふうになるかといふことでございまして、NHKは、御承知のように、全国あまねくテレビが見えるようにという法律上の義務も負っているわけでありまして、NHKの予算のワケ内でもって早急にこれを消化するように努めなければならぬし、そういうふうな準備をしておられまして、今そういう具体的な計画を立てておられるそうですから、その点はまたほつきりしましたら報告させていただきますと思ひます。ただ、民放につきましても、実はそういう法律上の義務は負つておられませんけれども、われわれとしては、公共的な事業といふふうには考えておりますので、そういう住民の要望を満たすように行政指導をやりまして、一刻も早くNHKと民放と両方が全国津々浦々で見えるようにもつて参りたい、こういうふうに考えております。

○鈴木強君 それはわかりました。NHKの第二次六カ年計画ですか、その中で逐次やるようですが、これは民放のほうも熱心ですよ。ただ行政指導して、できるだけベースを合わせるようにしてやつたらいいと思ひます。それでまあ一応私は第二次のやつは終わります。

それから、FM放送の現状についてちよつと説明していただきたいのですけれども、まだこれは簡単でいいですよ。とてもとても結論を出す段階でないです。免許するためにはどういふ今段階なんですか。

○政府委員(西崎太郎君) まあ、この免許の前提として、技術基準、それに伴うチャンネル・プランの策定、それから免許方針、こういふ三つのような問題があるわけでございます。そのうちの技術基準の点につきましては、いわゆる普通のFM放送——モノラルの方式と申しておりますが、この点につきましては、もう全部きまつております。ただ、いわゆるステレオ方式、これについては、技術基準というものを、今、郵政大臣の諮問機関であります電波技術審議会で検討中でございます。これもおそらく近いうちに答申が得られるのではないかと、そういう段階に参つております。それから問題は、免許方針の問題でございます。御承知のように、多数の申請も参つておるわけなんです、そういうものを前提にしまして、どういふふうな方針を立てたらいいか。たとえば、FMと標準放送との關係をどういふふうに考えたらいいか、あるいはNHKの役割をどういふふうに考えたらいいか、あるいはFMの放送事業の経営的な見通しはどうか、といったような点につきましても、今省内に設けられました調査会を中心にして鋭意検討を進めておる段階でございます。

○鈴木強君 今お話しのように、大臣の諮問機関である電波技術審議会においてステレオの技術基準というものが今検討されておる。おそらく今月中にはまとまるんじゃないか、私もそう思ひます。そうすると、その二つの技術的な問題は解決したわけだ。技術基準というものは一応きまつた。あとは、あなたのほうの免許方針にかかわるわけだから、これはそういう技術の専門的な研究と切り離して、もう私は早くから御検討になっていると思ひます。ですから、いろいろ諮問をした標準放送方式とか技術基準というものがきまつたにかかわらず、免許方針がもたらしたおかげで、さらに認可がゆるがしたといふようなことのないように私は思ひたいと思ひます。確かに免許方針はむずかしいです。むずかしいですけれども、少なくともそういう非難がないように、ひとつこの技術基準がきまつたら、それをあわせて免許方針がきまつたら、同時に認可ができるように、そういう試みでひとつやつていただきたいと思います。その時期は、五月三十日ごろに大体答申が出るか、あるいは六月初めごろに出るとなると、あとは、あなたのほうの今言つた免許方針にかかわるわけでございますから、どうですか、そう遠くはないでしよう。国会が終わつた——もし一カ月国会が延びたといふれば、われわれはいたしませんが、なるべく早急にやりたいと思つておるのでございますが、やはりなかなかむずかしい問題がありまして、まあ国会開会中といふことはなかなかむずかしいと思つておりますが、しかし、鋭意われわれのほうも勉強をいたしておるような次第でございます。

○鈴木強君 今申請を受理した件数は何本になりましたか、全体で。

○政府委員(西崎太郎君) 四月末日現在の数字でございますが、申請の事業者数は百九十社でございます。局数は三百九十五局でございます。

○鈴木強君 これは非常に、大臣もおっしゃる通りに、むずかしいと思います。この免許方針は、ただ、私は何回も言っておりますように、マス・コミの独占的な傾向はぜひ排除してもらいたい。これは機会あることに私は申し上げておきますから、郵政省が従来とりつた方針を堅持して進んでほしい。このことを、私はよくいって、ひとつできるだけ早く認可ができますように御配慮いただきたいと思

います。それからテルスター二号がせんだって打ち上げられて、今回つて日本ですがね。これはあれですか、日本における地上局の建設計画というのがある。国際電報は八月ごろには何かで上がるんですか。その進行状況はどんなですか。

○政府委員(西崎太郎君) 御承知のように、衛星通信の実験のための地上局の建設は、今先生おっしゃいました国際電報、それから電波研と両方で進めておるわけでございます。その完成の予定は、国際電報のほうはことしの夏ごろ、先生おっしゃいました八月ごろと聞いております。それから電波研のほうは、来年の四月ごろになると、こういったような予定と承知いたしております。

○鈴木強君 三月に地上委員会が南米で開かれましたね。これには日本から出席をされて、その出席をした方です

か、大臣とテルスター二号で通話をしたのを新聞で見たのですが、これは成功して非常によかったのですが、あの地上局委員会でもいろいろと論じられましたか、きょうは時間がございませぬから、ひとつ監理局長のほうから要点だけ後ほど資料として出していただきたいと思います。

日本の地上局の進捗状況は、幸い国際電報のほうが比較的テンポを早めてやっていたにいたっているのですが、しかし残念なことに、七月第一回の日本に一番近くなつて通信可能の時期に日本の地上局がまだできていないというやうなことで非常に残念ですが、あくまでも実験通信としての段階であると思

いますけれども、できるだけ宇宙通信に日本が早くできるようにやるべきじゃないか。私たち何回か前から言っているのですけれども、どうも郵政省の国のほうが多少民間もおくれていると、いふやうな、たいへん残念な状態もありまうので、ひとつ本腰を入れてこの宇宙通信に対する対策を立てていただいて、まあ来年のオリンピックにと

ても実用化するなんというところは不可能だということも私もよくわかりました。ただ、実験段階であっても、せめて五分でも十分でもいいから、日本から世界に向かって放送ができるやうな、録画であつても、ということ望むのは、みんな国民ひとしく願っていることだと思ひますから、ひとつおくれないうちにぜひ対策を進めてもらいたい。これはいいですか。資料のほう

はいいですか。地上局、地上局委員会の……。

たしたいと思ひますが、簡単に申し上げますと、従来のテルスター一号とトリレーを使った各国における実験の結果が報告され、それを中心にいろいろ討論し、また日本と西独における地上局の建設状況が報告される。それからまた、今後の通信衛星の打ち上げ計画といったやうなものが説明される、こういったこととございします。

それから今先生おっしゃいましたように、テルスター二号は、軌道の関係で、ことしの七月、それから来年の四月ごろが一番遠く通信をするのに都合のいい位置になるわけとございします。この七月は、当方の準備状況から言

いて、実際に通信するというわけには参りませんけれども、いろいろ追尾試験その他はやるのじゃないか。こういったふう聞いております。

○鈴木強君 それから、これは公社のほうからもちよつとお聞きしたいのですけれども、今国会で審議している建築基準法の改正がなると、現在の地上三十一メートルという高層建築の制限の撤廃が出てくるわけですね。その問題と、この電電公社の通信保全という立場に立つての問題が重な

てくると思ひます。現に私の情報ですと、富山県の電電公社の総合ビルの筋向かいのほうに、第一生命の富山支店が四十七メートルのビルを建てるといふ話が出て、もしそれが建たりますと、電電公社の総合庁舎の上に立つて

いるマイクロのパラボラから出る電波というものは、この塔によつて遮断されて、通信が阻害される、こういう問題が出てきているわけです。これは、全国的に私はこういうケースが出てくると思ひます。それに対して、これを規制する法的根拠は何もない。これは一体どうしようとするのか。電電公社は、国民の通信の保全のためにどうしようとするのか。これはテレビ、ラジオなんかもさういふ関係しますよ。たとえば、今北陸を通っているマイク

ロルートの中にも、NHK第一、第二、日本テレビ、東京放送のチャンネルが入っているのだが、それが途絶してしまふ。そのほかに、通話ができなくなるという問題が起きてくる。これは、大橋総裁、そういうお話はお聞きになっておりますか。

○説明員(大橋八郎君) 私まだ聞いておりません。

○鈴木強君 そうすると、郵政省はどうでございしますか。

○政府委員(西崎太郎君) これは、同じ政府部内のこと、非常に申しわけないと思ひますが、われわれにしましては、今先生の御指摘のやうにいろいろ困つた事態が起つてくるのじゃないか。現に起つておるやうに聞いておりますが、これに対してどういう対策を講じていったらいいかという点が、現在おくれればせではあります。が、真剣に研究いたしております。

○鈴木強君 大臣ねえ、あなたは閣僚です。閣内閣外で、さういふ建築基準法の一部改正などが出た場合、さういふやうな論議はなかつたのでしうかね。今、国会に出ておられます。河野さんの構想でしう、これは。

○国務大臣(小沢久太郎君) われわれの時代ではないと思ひますけれども、その前じゃございせんか。

○鈴木強君 それは調べればわかりますよ。あなたは何年でしたか。

○国務大臣(小沢久太郎君) ことしの一月ですが。

○鈴木強君 一月ですか。一月だと、大臣になつたかならぬか、それはよくわからぬけれども、あるいはならない前かもしれないし、なつたかもしれないけれども、あなたは知らないのです。もし大臣になつていたらどうするのですか。なつてから閣議で決定したのならどうしますか。

○国務大臣(小沢久太郎君) 私どうもまださういふ問題のあり個所というものを、新しくもし私がなつた時代

でございしたら、まあ知りませんの

で……。大体法案というものは、次官

議で通りまして、次官會議で通りまし

たものを大體大臣が確認するというよ

ら、今からでも御相談なすつて、そしてこれは公衆電氣通信法で規制するか、電波法で規制するか、有線電氣通信法で規制するか、いずれにしても、法律によってやはり一つのそういうものに對する對抗手段を考へておかぬと、四十七メートルの建物が高くなった、四十七メートルの建物のパラボラを建てなければならぬということになるわけですから、そんなものは實際問題としてできやしないのです。ですから、その辺は慎重に、そしてすみやかに対策を立ててもらいたいと思ふのですけれども、いかがですか。

○国務大臣(小沢久太郎君) 十分にひとつ検討いたしまして対策を立てていきたいと思ひます。

○鈴木強君 大臣もよく御存じないようですから、それから電電公社のほうも、肝心の総裁も知らぬというふうなお話のようですから、もう少し問題を煮詰めていただいて、焦点を明らかにして、それに対する対策をすみやかに立てて下さい。監理局長は勉強しておられて、知っているようですから、もう少し大臣も聞いてみて、それで現地——現地というか、第一生命のほうへお問い合せになつてもいいと思ふのです。そして、今度あとは、閣議の中でやるか、事務官僚の手でやるか、それは別として、ひとつ早急に私は対策を立ててもらいたい、こういうことをお願いしておきます。

それから、カラー・テレビは、たいへん国民の世論を無視して、当時郵政省は独断専行してカラー・テレビの開設をしたのだけれども、その後、一体カラーテレビというのはどういふ進歩発達をしておりますか。これは、国会

の与野党の意見を無視してやつたんだ。

○政府委員(西崎太郎君) 御承知のように、現在カラーテレビ放送をやっておりますところは、東京と大阪と、それから北陸三県、NHK、それから民放二社でやっております。ただ、御承知のように、受像機が値段が高いとか、あるいは番組が少ない、カラー番組が少ない、そういういろいろな事情で、必ずしもその普及の速度というものが、われわれ期待していたように順調に伸びていないという状況でございます。まあしかし、アメリカにおきましても、最近カラーテレビの伸びというものが相当急速になつて参つておる、こういうことも聞いておりますし、それからNHK等におきまして、逐次カラー番組の増強をはかつておりますので、まあその急速な伸びを日本でも期待することは無理と思ひますが、長い目で見れば、だんだんとこれが一般化してくるんじゃないか、こういうふうに思つておられます。そういうふうに期待いたしておられます。また、今申し上げました地区以外でも、たとえば電電公社のマイクロのカラー化といったようなテンポ合わせまして、受け入れ体制が整い次第、ほかの地区にも免許して参りたい、こういうふうに考えております。

○鈴木強君 やはり、無理をすれば道理は引つ込むのです。だから、僕らは今でも時期尚早だと思つておりますが、しかし、ああいうふうにスタートしてしまえば、すでに電電公社でも相当建設資金を使つて、マイクロの高規格化というやつをやつて、現にたしか東北、北陸、それから大阪、名古屋、

東京という、このルートは一回線完成したでしょう。今度三十八年度の予算を見ると、ここに書いてあるように、カラーテレビ受像機のためのマイクロ回線を、福岡—大阪のルートの一つを作る。そのほかに、東京—札幌の施設の高規格化ということで、これは金をつぎ込んでやつておられるのです。電電公社は、何か予算がたいぶ、料金改正やつたら減つちやつて、百何十億だから、あとで聞きますけれども、目標から見ると収入減になつておられるのです。

そういう中でやらなければならぬ。また、NHKもまあなるべく公平に、見たいという人がいればカラーテレビを見せるようにする義務がある、NHKの公共性からいって、そういう大きな義務を負つて、たいへん四苦八苦していると思うのです。このカラーテレビの問題については、いろいろな情報が入つてくる。僕のところにはいろいろな文書も来るのです。そういうのを見ると、何かそういうルートの、一応メインルートは完成したのだけれども、料金値上げがどうのこうので電電公社が傍観しておつて、カラーテレビの免許がおくれているのだとか、それは意識的に僕に言つておられるのだと思ひますけれども、何かためにするやうな情報があるのです。だから、何割入るか知りませんよ、一八%とか何とか情報には書いてきませんけれどもね。そういうものは、私は上げるにはやはり上げる根拠があると思ふのです。メイン・ルートができたとつて、一体出口をどういふふうにするのか、そういうことだつて技術的に研究してみないと、おくれであるのは、ただ一方的に電電公社が一八%の値上げを主張しておつて、その

ためにカラーの免許がおくれているとか、そういうでたらめな情報が飛ぶに至つては、たいへん迷惑だと思ふのです。ですから、これはひとつ、私は答弁は求めませんが、そういういろいろな世論がありますから、郵政省としても、カラーテレビの過去、現在、未来の一つの構想というものを明らかにしていただいて、現状においてカラーはどうかという発展をさせて、将来このマイクロ・ウェーブの拡充、増設とともにどうなつていくのだ、受像機は一体どうなんだ、こういうことまである程度私は親切に示してやつていただきたいと思います。そうしないと、非常な誤解が生まれておられるから、これは監理官もきよくおられますから、ひとつその点は、私、質問でなくて、意見を言つておきますから、そういう風潮がありますので、これに對してできるだけ、国会というか、関係各位の御意見を十分聞いていただけて、誤解があればこれを正していただきたいと思ふ。できるだけ早くそういう隘路を解消して、本来の方向に進めるやうにひとつ格段の御配慮をいただきたいと思います。これは、大臣、浅野監理官もおられますし、西崎電波監理局長もおられますから、皆さんにひとつお願いをしておきます、たいへん私は迷惑だと思ひますから。

○政府委員(浅野賢彦君) ただいま鈴木先生から適切な御注意を受けたのであります。ただいまおっしゃいますように、公社の現在工事をいたしておりますマイクロの高規格化でございますが、これは、大東日本ルートと申しますか、大阪から東京までの循環ルートでございますが、これは、お

むね三月末をもちまして完了いたしております。引き続きまして、西並びに北のほうに向かひまして整備を今後進めていくことになっております。同時に、公社のマイクロ回線は、これによりましておおむね完成したのでございますが、ただいま鈴木先生の御指摘のように、その出口になります各民放、NHK等、放送局との端末装置につきましては、ただいま公社も非常に熱心にこれにつきましてやつております。つい先般NHK、民放等も集まつてもらひまして、懇談も円満にやり、ただいま関係者、これの完成に非常に努力いたしております。したがひまして、今後非常に順調にこれは進んでいくものと思つております。ただ、工事になお若干月日はかかるやうでございますが、ただいまその点につきましては関係者一同整備に努力いたしております。なおしばらく御猶予をお願いしたいと思ひます。これはカラー化のためにも非常に役に立ちますし、それから白黒の精度向上につきましても、相ともにこれは役に立つことであると思つております。そういう関係等を考えまして、カラー、白黒ともによい絵が見えますやうにある程度……

なお、この端末装置につきましては、なお十カ月くらいかかると思ひます。大体そういう工事が終わりましたら非常によくなると思ひます。今順調に取り進んでおりますのがたまたまの状況でございます。

以上で御了承いただきたかと思ひます。

○鈴木強君 それから太平洋同軸ケーブルの工事は、今進捗していると思ふ

ういった詳細な協定がなされているようですが、ひとつ資料でわれわれもいただきたいと思います。後ほどでください。お願いします。

すが、それをひとつ、未提出の時期に、あるいは提出の時期に明らかにしておいていただきたい。この内容は、

は、説明がつかないのじゃないか。私どものところにも、ずいぶんたくさん陳情が下部の窓口を通じて来ておりますからね。そういう実務者の声とい

だったかと思いますが、当初公社がこのくらいだといつてきめた目標に積み重ねられたわけでしょう。その分だけが減っておったというのだ

これは八十一億の内訳を申し上げま
すと、公社の職員に対するものが六十
億、郵政委託の職員に付するものが

○鈴木強君 それはわかりました。それから郵政省の全体の職員に対する分がわかりますか。

○政府委員(武田功君) この裁定実施に伴う郵政事業特別会計の必要経費は約八十八億でございます。

○鈴木強君 そうすると、この八十八億の上に電電公社から十六億というものが来て、それを合計した額になる、そうじゃないんですか。

○政府委員(武田功君) ただいま申し上げました数字の中に、公社から来しました十六億は入っております。

○鈴木強君 そうですか。そうすると、実際には正味七十二億ということですね、電電の委託を除くと。

○政府委員(武田功君) さようでございます。

○鈴木強君 そこで、これは大臣にひとつ伺いたいのですけれども、郵政特別会計にしても、電電のこの国家事業としての政府関係予算も、それぞれ、われわれは国会で相当慎重審議して通してあるわけですよ。その際に、びた一文もそんな給料のほうに回す余裕があるなどというところは聞いてないのですよ。これはもう相当詳細に分科会でもやりましたからね。ところが、予算が通ってしまったら、今度仲裁裁定が出た。当然補正予算を組まなければならぬものを、あなたの方では、既定予算を差し繰って、これは物件費を食うのか何を食うのかは知りませんけれども、そういう既定予算の中で差し繰りしてやろうという方針をきめられたわけですね。政府は。これはどうも、私は純理論的に言ってもおかしいと思うのです。おかしいことを承知でやっていますか、大臣は。どうして補正

を組まなかったのですか。どこを食って八十八億と八十一億になったというのですか、僕は、教えてもらいたいと思うのです。そのために、われわれが国会で通した予算に何にも影響ないということが自信を持って言えるのですか。

○国務大臣(小沢久太郎君) 現時点におきましては、国の財政投融資に期待することもむずかしいというふうな状況にありますので、まあ差し繰りしてやったということでございます。將來あるいは増収等々のことを見越してやっておるわけでございますが、その時点になりました、またいろいろと研究する問題が起きてくると思う次第でございます。

○鈴木強君 そうしますと、こういうふうに理解していいですか。大臣の今の御発言はたいへん意味があると思うのですよ。ある段階でやはり予算の措置はするということですね。

○国務大臣(小沢久太郎君) われわれの考えますのは、率直に言います、年度当初でございます。財投のワタもなし。それでいろいろ節約したり、それから何かしてやっておるわけ合ひでございます。あるいは増収などもあろうあるいは出るかも知れぬというふうなことでございます。そうして、私も最初計画いたしました予定は大体やりたいと思っております。すけれども、まあ郵政のほうに對しましては、郵便局舎以外の庁舎等の建設費の支払いを繰り延べするというふうなことで割合に簡単でございます。問題は電電のほうでございます。電電のほうは相当建設勘定が要るわけでございます。まして、われわれはその完遂を期し

ておるわけでございます。まあ、当初でございますから、一応それですといたしまして、そこで、増収などの見通しとか、いろいろな点を見まして、いろいろな事態が至りましたら、そのときにおいてまたいろいろと万全の措置をいたしたい、大蔵省と相談をしていろいろの措置を講じたいと思っております。でございます。ただいまからすぐ予算を組むというふうなところまでは、われわれは考えておりませんけれども、そういうふうなことを、ぜひとも当初予算のままで当初計画を完遂いたして参りたいというふうに考えております。

○鈴木強君 そこは確かなにはつきりと言えぬでしょう。ただ心配するのは、たとえ電電の場合でも、八十一億といふと、これから外債七十二億とか、一応御折衝なさると思つて、そうしますと、かりに、七十二億ですから、約二万個の電話がこれによつてつけられるのです。僕の計算が間違つておるかかわかりませんが、コスト三十六万、もうちょっと上の三十七万としても、大体二万個ぐらゐの電話がつけられるのです。外債を七十二億持つてきても、結局その分だけは、何のことはない、タコが足を食うように食つちやつて、これじゃ第三次五年計画で百六万の積滞があつて、五年間にだいたい解消して、あと十年たつたら申し込んで三月月ぐらゐの間に電話をつけるようにしようという、そういう基本構想がくずれてくるんじゃないですか。最初からそんなことをやつて、国民に相済まぬと思わぬですか、政府の人たちは。それが何とかやりくりできるような場合は僕はな

○鈴木強君 僕はそれは手品師がやることだ。普通常識から考えて、きまつた予算をあなた、それも一億とか二億というならまたやり方もあるかもしれないが、八十一億、建設財源が非常にほしいといふといつて、これだけあなたも苦勞してやつてきたのに、八十一億も仲裁裁定のために――仲裁裁定は、これは僕は安いと思うんだけれども、いずれにしても出たものに対して僕はこゝろ金の出し方はないと思ふんですよ。どうして、相当額をちゃんとふやして、そういうしかるべき補正予算の処置をとれなかつたんでしようね、政府全体として。国家公務員の場合もそうです。本来ならば、ちゃんと国会に承認してもらつてやるべきですよ、予算をつけて。これは、大臣のお考えでね。さっきの答えは、大臣のちやうど私は、特に電々なんかの場合、矛盾をしていないでしようかね、おやりになつてゐることが。

○国務大臣(小沢久太郎君) こまかいことは電電のほうから御説明になると思ひますけれども、まあ私も、最初、現在の時点におきましては、財政のワタなどもきまつておりました、補正予算を組むというふうな余裕もございませぬし、それでまあいろいろやりくりをいたしまして完遂していきたい。それからどうしてもいけなない場合には、われわれとしても何とか考えなければいかぬと思つておられますけれども、御説明によりまして、基礎工程の繰り延べをするというところで、これは差しつかえない。ただ、まあ將來には差しつかえる場合もございませう――まあ来年、再来年には差しつかえる、そういうようなことは私は聞いておるのでございしますので、こまかいことはひとつ電電のほうから御説明があると思ひます。

○鈴木強君 まあ、わかりましたが、僕は納得ができません。そういう適当な答弁じゃ納得できませんよ、われわれは。ここに予算がありますが、サービス工程、基礎工程はどうやる、それに対してどの回線はどうやって、これに幾らと、ちゃんと明細にあつたの出した予算書を見ているんですよ。そのどこから切らなければならぬのでしよう。それは、サービス工程、基礎工程は確かに今すぐには影響ないかも知れぬけれども、ことしやっておけば来年の三十九年度に悪い影響がくるのはあたりまえじゃないですか。ですから、一方で電話がつかぬとか、そんなこと言つていて、そういうことを裏のほうではやつてゐるじゃないですか。そんなことは国民にはわからぬのです。これはちやうどひいてすよ、やり方が。だから、大臣は閣僚で、ああいう方針の中で意見を言つて、それは反対だと言つたかどうかが私は知りませんが、こゝろ予算の措置というものは、これは私は責任ある大臣としてとるべきではなかつたか、私は今でも信じてゐるんですよ。だから、あなたに僕は期待しておきたいのは、やはり、さつきちやうど含みのあることをおっしゃいましたが、そういう年間の中でやり得る方法があれば、これはやるべきですよ。それが具体的に補正予算になつて出てくるか、それはどうなるか、これはこの際あえて言ひませうが、いずれにしても、この含みのある言葉を僕も一応頭の中に置きなが

ら、この予算がどういうふうな執行されていくか監視していきたいと思ひますけれども。

そこで、大臣にはその程度にして、公社のほうに伺いたいのですけれども、先般新聞に発表されました加入電話の、それから公衆電話を含めた販売計画というものが発表された。私は、あれを見まして非常に不思議に思つたのは、国会で七十万つけますよと、こういうことを言つて予算を通しておきながら、いよいよ発表したのを見ると、六十八万個ぐらゐしかやらずにやるとなつて、そんな発表はないですよ。だから、そういうところがどうかには僕はしわ寄せがきてゐるのじゃないかと思ひますがね。これはどういふ内容でございませうか。あれを見ると、七十万ということになつてゐませんよ、合計は。

○説明員(大橋八郎君) ただいま御質問のありましたとおり、先般六十八万という第一次の実施計画を発表したわけでありまして、これは、三十八年度の予算面では、御承知のとおり、七十万加入をつける、こういうことになつておる。これは、そのとおり、もちろん私どもは本年度内に七十万個つけるつもりであります。決して六十八万で済ますつもりはございません。ただ、現在の状態におきまして、財源の一つとして考へております外債の七十二億というものがまだ成立しておりません。したがひまして、この際発表は、第一次の計画におきましては二十万個だけを留保いたしまして、六十八万個第一次計画としてまずつける。今後外債の発行等がどのようになるかということを見た上で、さらに二十万個増設する、適

当の時期に策定して地方へ流す、かように考へております。

○鈴木強君 大臣のお話によると、八十一億の金は、基礎工程を繰り延ばして金を作り出すというお話なんですけれども、その基礎工程は、何を八十一億分だけ繰り延べるように考へてゐるのですか。

○説明員(大橋八郎君) 私のほうでは、八十一億の全体に対する計画が、どうこれを処置していくかということをもまだ内部では考へておりません。はつきりしておりません。と申しますのは、ともかく、この際八十一億という補正予算は組まないで、行政措置によつてこれをまかなつていくということになつておりますので、私どもとしては、その御趣旨を尊重いたしまして、できるだけ節約をするとか、あるいは予備費を取りくずすなり、いろいろな方法で処置していきたいと思ひますので、御方針がそろつてまいりました以上は、ただしかし、節約にも限度がおのずからあるわけでありまして、そのうちやみにたくさん節約するわけにいかない。もちろん、八十一億というものを全部節約で出せるとは考へておりません。したがひまして、もし現状のままで今後推移いたしますとすると、四十五億ないし約六十億というものは、結局は、建設工程の繰り延べということにしわ寄せをすることになるわけでありまして。私どもは、今後増収なり、また企業努力等によりまして、新たな財源の確保が可能となつた場合には、その財源にこれを充當する等の措置を講じまして、予定のとおり建設工程を完遂するように極力努

力いたしたいと考へておる次第であります。

○鈴木強君 わかりました。ただ總裁、あの発表は、ちよつとこう見た瞬間に、第一次だ、とあれは、したがつて、外債七十二億入ればちよつと二万つけられるわけですね、二万にちよつと足りないかもしれないがね、そういうことがよくわからぬものだから、多少私はおかしいじゃないかという気持ちを持たれると思ひますけれども、それでわかりました。

そうあなたは言うけれども、實際でいきますか。今言つた四十億ないし六十億の基礎工程を繰り延べるというのだけれども、僕はどういふ手品をされるのかよくわかりませんけれども、やはりこういうふうな行政措置によつて既定予算でやるなんていうことを押しつけてられて、總裁は第三次五カ年計画はこういうふうなやり方と申して出して、国会の承認をしたものを、そんなに勝手にやられて、あなた、實際公社の總裁として、国民はたいへんな迷惑なやり方を受けてゐるのじゃないですか。政府のやり方はどうですかね。そういう責任を總裁が負わなければならぬのですかね。そうなつてくると、實際約束をして、百六十万も積滞があつて、七十万からつと五カ年に五百万つけますよといつて、当初からそんな無理なことをやられていいと思つてゐるのですかね。

○説明員(大橋八郎君) この八十一億の財源の捻出ということ、先ほど最初に話のありました六十八万という架設の問題、これは全然別の問題でございまして。この八十一億の財源捻出のために六十八万にしたということは全

然と考へてゐません。これは先ほど私申し上げたとおり。ただ、問題は、それと切り離しまして、別に八十一億の始末をどうするかということ、これは、私どもとして非常に重大な問題と考へまして、先ほど申しましたとおり、企業努力をできるだけやりまして、何とか措置を講じて、建設に支障のないようになりたい、かように努力する考えで今進んでおるわけでありまして。このとおりやれるか、やれぬか、確かにやれるかということをお前ここで約束できるかとおっしゃれますと、そこまでは私は約束する勇氣はございませんけれども、とにかく努力はいたすつもりであります。

○鈴木強君 わかりました。確かに私もさうだと思ひます。ほんとうにこれは無理な難題を押しつけておると思ひます。事が事だけに、私もさう思ひます。いづれにしても、全体的な計画の一部というのか、全体的な計画の大部分であらう。残された部分もありまうけれども。

私は、率直に申して、三千六百六十億という今年の料金収入は過大だと思つてゐるのです。それは、あなたが相当に努力されなければ、この目標を達成することはかなり困難だと私は見てゐる。昨年の新料金体系移行後の料金収入というものが、はたして経済の変動によつてさういふ結果が出たものか、あるいは新料金体系に原因するものか、その点はおそろくつまびらかではないと思ひます。しかし、いづれにしても、新料金体系というものが相当に国民に浸透しております。それから近距離ダイヤル即時なんかやつていきますと、そこだけはほとんど減収

だと思ひます。会社でも、料金の節約のためにはあらゆる努力をして、天引き何%ということも考へて訓練されてゐることから、私は、三千六百六十億の目標というものは、相当あなたが苦勞したつて、目的を達成することは困難だと見てゐる。これはあとにならなければわかりませんから、私もはつきりできないとは言ひませんが、けれども、相当な努力が必要だ、その努力をしても、なおかつ赤字になるだろう、こういう想定を持つておる。それだけに、そんな努力をしてみて、「将来増収が」なんというのを期待して見たつて、私は、それは言わなければならぬから言つてゐるのだろつと思ひますが、言つてみたつて、大体見通しとしては困難だということば言へると思ひます。

だから、そういうふうな中で、この八十一億というものをとおいかぶせるなんというところは、けしからん話ですよ。これは、基礎工程に大体四十億ないし六十億という、これだけの繰り延べというところは大きいですよ。基礎工程の六十億といつたら、これはたいへんな工程の部分だと思ひます。このことが第三次の二年目の計画に悪影響を及ぼすことは明らかなんだ。こんなことまでやらなければならぬやうな、そんなばかな話はないですよ。まあそれはいいです。あとでまた私やりまうから。それから、もう一つ何つておきたいのは、資金繰りなんですけれども、總裁、百三十何億という収入減になつて、第一四半期の資金繰りというものは、私はかなり苦しいと見てゐるのですけれども、これは最近また借金したのですか。

だと思ひます。会社でも、料金の節約のためにはあらゆる努力をして、天引き何%ということも考へて訓練されてゐることから、私は、三千六百六十億の目標というものは、相当あなたが苦勞したつて、目的を達成することは困難だと見てゐる。これはあとにならなければわかりませんから、私もはつきりできないとは言ひませんが、けれども、相当な努力が必要だ、その努力をしても、なおかつ赤字になるだろう、こういう想定を持つておる。それだけに、そんな努力をしてみて、「将来増収が」なんというのを期待して見たつて、私は、それは言わなければならぬから言つてゐるのだろつと思ひますが、言つてみたつて、大体見通しとしては困難だということば言へると思ひます。

だから、そういうふうな中で、この八十一億というものをとおいかぶせるなんというところは、けしからん話ですよ。これは、基礎工程に大体四十億ないし六十億という、これだけの繰り延べというところは大きいですよ。基礎工程の六十億といつたら、これはたいへんな工程の部分だと思ひます。このことが第三次の二年目の計画に悪影響を及ぼすことは明らかなんだ。こんなことまでやらなければならぬやうな、そんなばかな話はないですよ。まあそれはいいです。あとでまた私やりまうから。それから、もう一つ何つておきたいのは、資金繰りなんですけれども、總裁、百三十何億という収入減になつて、第一四半期の資金繰りというものは、私はかなり苦しいと見てゐるのですけれども、これは最近また借金したのですか。

だと思ひます。会社でも、料金の節約のためにはあらゆる努力をして、天引き何%ということも考へて訓練されてゐることから、私は、三千六百六十億の目標というものは、相当あなたが苦勞したつて、目的を達成することは困難だと見てゐる。これはあとにならなければわかりませんから、私もはつきりできないとは言ひませんが、けれども、相当な努力が必要だ、その努力をしても、なおかつ赤字になるだろう、こういう想定を持つておる。それだけに、そんな努力をしてみて、「将来増収が」なんというのを期待して見たつて、私は、それは言わなければならぬから言つてゐるのだろつと思ひますが、言つてみたつて、大体見通しとしては困難だということば言へると思ひます。

だから、そういうふうな中で、この八十一億というものをとおいかぶせるなんというところは、けしからん話ですよ。これは、基礎工程に大体四十億ないし六十億という、これだけの繰り延べというところは大きいですよ。基礎工程の六十億といつたら、これはたいへんな工程の部分だと思ひます。このことが第三次の二年目の計画に悪影響を及ぼすことは明らかなんだ。こんなことまでやらなければならぬやうな、そんなばかな話はないですよ。まあそれはいいです。あとでまた私やりまうから。それから、もう一つ何つておきたいのは、資金繰りなんですけれども、總裁、百三十何億という収入減になつて、第一四半期の資金繰りというものは、私はかなり苦しいと見てゐるのですけれども、これは最近また借金したのですか。

だと思ひます。会社でも、料金の節約のためにはあらゆる努力をして、天引き何%ということも考へて訓練されてゐることから、私は、三千六百六十億の目標というものは、相当あなたが苦勞したつて、目的を達成することは困難だと見てゐる。これはあとにならなければわかりませんから、私もはつきりできないとは言ひませんが、けれども、相当な努力が必要だ、その努力をしても、なおかつ赤字になるだろう、こういう想定を持つておる。それだけに、そんな努力をしてみて、「将来増収が」なんというのを期待して見たつて、私は、それは言わなければならぬから言つてゐるのだろつと思ひますが、言つてみたつて、大体見通しとしては困難だということば言へると思ひます。

だから、そういうふうな中で、この八十一億というものをとおいかぶせるなんというところは、けしからん話ですよ。これは、基礎工程に大体四十億ないし六十億という、これだけの繰り延べというところは大きいですよ。基礎工程の六十億といつたら、これはたいへんな工程の部分だと思ひます。このことが第三次の二年目の計画に悪影響を及ぼすことは明らかなんだ。こんなことまでやらなければならぬやうな、そんなばかな話はないですよ。まあそれはいいです。あとでまた私やりまうから。それから、もう一つ何つておきたいのは、資金繰りなんですけれども、總裁、百三十何億という収入減になつて、第一四半期の資金繰りというものは、私はかなり苦しいと見てゐるのですけれども、これは最近また借金したのですか。

だと思ひます。会社でも、料金の節約のためにはあらゆる努力をして、天引き何%ということも考へて訓練されてゐることから、私は、三千六百六十億の目標というものは、相当あなたが苦勞したつて、目的を達成することは困難だと見てゐる。これはあとにならなければわかりませんから、私もはつきりできないとは言ひませんが、けれども、相当な努力が必要だ、その努力をしても、なおかつ赤字になるだろう、こういう想定を持つておる。それだけに、そんな努力をしてみて、「将来増収が」なんというのを期待して見たつて、私は、それは言わなければならぬから言つてゐるのだろつと思ひますが、言つてみたつて、大体見通しとしては困難だということば言へると思ひます。

○鈴木強君　それから経理局長ちよつと参考に聞きたいのですが、三十七年度中の余裕金の利息は、なんぼになったのですか。それは補正を組まずに——たいいてい三月補正を組んで、多い場合は、たとえ一億でも補正を組んで払ってくれたのですが、ことしは補正が組まれてないか、一体なんぼになりましたか。それで、大蔵省からの取り分は、全部取っていますか。

○説明員(井田勝造君) ただいま明確な数字の資料を持ち合わせておりませんのですが、今、先生のお話は、日銀の国庫預託の金利のお話かと思うのでございますが、これは毎年三月に精算をいたしまして、三月にもらうことになっておるわけでございますけれども、これは、予定いたしましたものにも比べまして、何しろ余裕の資金が非常に年間を通じて少なかった関係もございまして、金利は予定したもののよりはいぶ下回りました。したがいましめて、三月には約二十二億の減収があつたわけでございますけれども、その中には、本社の雑収入に上がつておりますところの利息の取り分の不足といえますか、これが三億はど入つておるといったような状況でございます。

○鈴木強君 わかりました。

そこで、資材局長にも、きょう私
ちよつと来ていただいたのですけれど
も、今私が聞いたような公社の三十八

それで、大体この予算を見ると、二千四百二十八億というのが建設勘定のトータル、そのうち七割というものが、大體、線材、器材に年間平均して回っているのじゃないかと私は見ている。そうすると、千六百九十九億、大體千七百億というものが、線材、器材に充てられる金だ。一体、この金を年間どういうふうに使おうとしているのか。そういう基本的な構想があったら、まずお聞きしたいのです。

といふことは、私ももう何回も皆さん
にお願ひしてゐるのです。そうしない
と、メーカーの諸君も手あきになつて
しまつて、非常に迷惑することもある
と思います。そういう点を十分配慮
してやつてもらいたいということも僕
の念願です。

そこで、今言った八十一億については、将来何とか消せたら消したいということなんです。が、一体いつ消すか、そういうことはわからぬと思うのです。ですから、最悪の場合を考える、八十一億というものは、ことしはどうしても繰り延べなければならぬこ

とを想定しておかなければならぬわけですね。うまくいけばですけれども、最悪の場合は、そういうものはないものだと考えなければならぬ。そういう中で、平準化というのをあなただけにおつしやっているのだけれども、全体の千七百億ぐらいのこの資金を、第一、第二、第三、第四としてどういうふうにして消化していくか、こういうことが連関して考えられなければならぬわけでしょう。第一四半期だけに

んあなたたは苦勞しておると思うのです
が、そこらは大丈夫ですか。

○説明員(杉田虎二君) ただいま第一
次、第二次の施設のほうの計画は出て
おりますので、それを今、ずっと工程
別に積み上げていっておりますて、そ
の作業をやっております。それができ

上がりますと、大体年間の見通しができます。それで毎年買っておりまゝものですから、ある程度その辺の一四半期、二四半期の想定は、毎年の傾向から見て想定ができますので、それによつて資金需要その他をにらみ合わせまして、線材、器材關係で申します

と、第一四半期は三百五十億という観
をつかんでやっておる状況でございま
す。

○鈴木強君　そうすると、この百六十
億ですね、経理局長、一時借り入れを
したというのですけれども、その百
六十億の大部分がこういうふうなもの
を買うほうにいらっているわけですか。

○説明員（井田勝造君）　資金計画を立
てますときには、人件費、資材購入
費、全部すべてのものを総合してやる

の金で公社が支払う金の額は。
 ○説明員(井田勝造君) ちよつと今資料を持ち合わせておりませんので、御即答を申し上げかねます。
 ○鈴木強君 資材局長、たとえば前渡金なんかのことも、これは三種類くらいに分けてあなたのほうでやっている

ようですけれども、ほとんど前渡金なんかも渡してないんじゃないですか。線材、器材の場合は前渡金を渡さないんじゃないですか。今渡しているんですか。

○説明員(杉田康二君) 現在、物を出荷した場合に出す前金と、それから出

荷調整前金といって、倉庫に入れた場合に出す前金と、契約の前金がございしますが、資金の余裕が經理のほうにございますれば、それによつて現在出ししております。

○鈴木強君　そうすると、大体三本建になつて、もう一つ、契約をしたときに前渡金として幾らか出すような方法を背はとつていたのじゃないですか。今はそれはやつてないのですか。

○説明員(杉田虔二君)　それが契約前

ければならないような苦しい経営状況でしよう。最近の資金繰りというのはそこじゃないですか。

○説明員(杉田慶二君) 契約前金は、そのときの情勢によってやる。しかも六割以内というところで出しておりました、何割やらなければならぬという情勢ではございませんので、いつもうちの資金事情によって支給しておりますので、そういう状況でございます。

○鈴木強君 私は、そういうあなたの答へようとしていることを聞いて、そのじゃないのです。要するに、六割の前渡金というのは一つの標準でなければ、六割以内で、できれば最高払ってやればいいでしょう。ところが、資金繰りがだんだん悪くなつてくれば、六割払ったものが二割になり、二割のものが一割になり、一割のものが五分になるのじゃないですか。そういうふうには、だんだんと前渡金というものが少なくなつてきているのじゃないかというのを聞いています。最近の、去年あたりの資金繰りはそうではないのですか。

○説明員(杉田慶二君) この四月の状況を申し上げますと、大体六割見当出している状況でございます。

○鈴木強君 それから、これは先般、会計検査院でしたが、行政監察局ですか、何かの指摘事項の中に、貯蔵品のことでちょっと公社のことに触れておったと思いますが、この貯蔵品というので活用できる部面がかなりあるのじゃないですか、うまく使っていけば、もちろん、そうされていると思いますけれども、何か、行政監察でしたか、会計検査院でしたか、そういうもの

のを見たように思いますが、そういう指摘を受けたでしょう。

○説明員(杉田慶二君) 先生のおっしゃるのは、おそらく仕様の、古くなった物品とか、そういう遊休物品のお話だと存じますが、そういうものがございまして、仕様が新しくなつて、しかも、物が安くなつて、古いものは使わないというふうなものがございまして、それを値下げをして使わしておった。いろいろサイズなんか大幅にしましたので、その中間サイズのものは仕様書から落ちましたので、そういうものは、全部、すぐ近い安いほうの値段に合わせるように価格改訂などいたしました。それを、節約時代に大いに使いたいと思つて努力している状況でございます。

○鈴木強君 確かに、資材の発注の調達計画というものは、たいへんことは格別御苦労なさいと思つては、ひとつずつ第三回五カ年計画の初年度ですから、政府の理不尽のやり方によって、ずいぶんしわ寄せを食つていると思つては、それはそれで、公社もできるだけの努力をしていただいて、できるだけの有効適切、経理の効率的な、効果的な運営をはかつていただくようお願いをしておきたいと思つて、業界の諸君からも、たとえば建設なんかの単価もやはり非常に安いとかいうことも聞きます。実際具体的にどうなつていくかよく知りませんが、そういう意見もあるようですから、業界方面の協力もないと、なかなか公社の第三次の計画も至難であらうと思つて、計画だけでもと話し合ひをしていただいて、スムーズに公社の計画が進行

できるようにお考えいただきたいと思つて、それから総裁、第三次の全体的な全部の計画、基礎工程、開通工程をひつくるめて、全体の実行計画はいつごろできますか。もちろん、予算に基づいておやりになつておられると思つて、でも、実際の計画は四半期ごとにおやりになつておられるのじゃないですか、そういうふうな計画ですか。

○説明員(平山温君) 必ずしも四半期ごとにきめるというとはやっておりますけれども、資金の事情等も勘案いたしました。全体の計画を一べんきめずに、例年の例でいくと、二へんないし三べんに分けておられるわけですが。現在公社といたしましては、第一次及び第二次の計画をきめております。

○鈴木強君 ですから、さっきの第一次計画の販売は六十八万ということを開きましたが、その六十八万の、一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、の十二の月、年間のサービスを、どういふふうに通していただくのか。その計画を立てるわけでしょう。われわれは七十万の電話を三十八年につけますということをやりました。その各通信局別、各原則に一体的にこの局をどういふふうに通していただくのか、この線を即時化する、その具体的な計画はわかりませんが、それは立てるわけでしょう。それは四半期ごとに立てるのか、全体の年間の計画を立てるのか、そういうことも、そういう計画はお持ちですかという事です。

○説明員(平山温君) 加入者の工程と開通工程といたしまして、先生の今お話しになりました六十八万、これは実施計画として確立しているわけでございますが、これが実際にやるにあたりましては、通信局別並びに局別、それから時期別にこまかい計画があるわけでございますが、本社段階としては、こまかいものを一々全部作つておられるわけではございませんで、通信局別に指示いたしまして、通信局のほうに指示いたしまして、通信局でその与えられたワークを局別に、また時期別に調整して実施していく、かような実情でございます。

○鈴木強君 たとえばB局という局を今郵政委託をしている。それを今度は電電公社の直轄化しようという場合、加入者数とか、何と云うのですか、その局建の規模と云うのですか、そういうものとの関係で、あるものは本社でやる、あるものは通信局でやる、こういう分類をしておられるのでございませうか。それとも、そういう委託業務の場合ですと、全部通信局にまかして、通信局計画の中で、示された予算の中で、本社の委任事項でどんどんやっていっていいわけですか。その点はどういふ仕組みになつておりますか。

○説明員(千代健君) 少し抽象的な言葉になりますが、総需要と申しますか、長期で総需要をいろいろはかつて、局を具体的に作っております。この局は、本社計画でこの局は何月に改式に入る、それから今の委託局は地方計画で十一月から十一月からサービスに入る、こういう場合を全部集めて、十一月の場合をそこで二千から二千五、それから本社計画の場合、八月から八月に幾ら売れる、そういうものを全部集めて、三十八年度に改式するものについては、そ

の地域の全需要を見まして、全部一括改式する、こういう一つの方針を持つておられるわけでありませう。そのほかに、地域的な需要と、それからあまりアンバランスを起してはいけませんので、地域的な均衡をはかつて、需要申込積滞のパーセンテージ、こういったものを見合わせまして各通信局別に出すわけでありませう。それによって、われわれのほうの収入も、十一月に動けば十一月から入るとは幾ら入る、八月から動けば八月から幾ら入る、こういう工合で作っております。相当具体的にやりますので、通信局でそれをやりまして、その中でさらに通信部でやつて、各局別に、まあたとえば横浜の局でございますと、中局は、港は、どういふふうな販売数を決定しております。

○鈴木強君 わかりました。それじゃ、きょうはこれで終わります。

○委員長(伊藤道雄君) 本件についての質疑は、本日はこの程度にとどめておきます。

本日は、これにて散会します。
午後零時三十二分散会

- 三月二十九日本委員会に左の案件を付託された。
- 一、電信電話設備拡充のための第三次五箇年計画是正に関する諸願
 - (第三六八号) (第三六九号)
 - (第三七〇号) (第三七一号)
 - (第三七二号) (第三七三号)
 - (第三七四号) (第三七五号)
 - (第三七六号) (第三七七号)
 - (第三七八号) (第三七九号)
 - (第三八〇号) (第三八一号)

第二三六八号 昭和三十八年三月十日
九日受理

電信電話設備拡充のための第三次五箇年計画は正に關する請願

請願者 横浜市中区元町一ノ七

七 野口惣二外十二名

紹介議員 松本 賢一君

この請願の趣旨は、第一六四三号と同じである。

第二三六九号 昭和三十八年三月十日
九日受理

電信電話設備拡充のための第三次五箇年計画は正に關する請願

請願者 埼玉県川越市宮之町三

七 関喜久外二十五名

紹介議員 稲葉 誠一君

この請願の趣旨は、第一六四三号と同じである。

第二三七〇号 昭和三十八年三月十日
九日受理

電信電話設備拡充のための第三次五箇年計画は正に關する請願

請願者 埼玉県深谷市西島一、

〇八一 荻野元一外二十五名

紹介議員 渡辺 勘吉君

この請願の趣旨は、第一六四三号と同じである。

第二三七一号 昭和三十八年三月十日
九日受理

電信電話設備拡充のための第三次五箇年計画は正に關する請願

請願者 埼玉県深谷市西島二

四 高田キヨ外二十五名

紹介議員 野上 元君

この請願の趣旨は、第一六四三号と同じである。

第二三七二号 昭和三十八年三月十日
九日受理

電信電話設備拡充のための第三次五箇年計画は正に關する請願

請願者 埼玉県深谷市田所町

一、〇七八 山崎フサ

外二十五名

紹介議員 光村 甚助君

この請願の趣旨は、第一六四三号と同じである。

第二三七三号 昭和三十八年三月十日
九日受理

電信電話設備拡充のための第三次五箇年計画は正に關する請願

請願者 埼玉県深谷市桜ヶ岡六

二三 須賀寛朗外二十三名

紹介議員 永岡 光治君

この請願の趣旨は、第一六四三号と同じである。

第二三七四号 昭和三十八年三月十日
九日受理

電信電話設備拡充のための第三次五箇年計画は正に關する請願

請願者 埼玉県深谷市本町九

二 金子彦久外二十五名

紹介議員 米田 勲君

この請願の趣旨は、第一六四三号と同じである。

第二三七五号 昭和三十八年三月十日
九日受理

電信電話設備拡充のための第三次五箇年計画は正に關する請願

請願者 埼玉県深谷市上野台一

一五 塚越喜一外十一名

紹介議員 阿具根 登君

この請願の趣旨は、第一六四三号と同じである。

第二三七六号 昭和三十八年三月十日
九日受理

電信電話設備拡充のための第三次五箇年計画は正に關する請願

請願者 埼玉県行田市持田三、

八六一 関口豊外十九名

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第一六四三号と同じである。

第二三七七号 昭和三十八年三月十日
九日受理

電信電話設備拡充のための第三次五箇年計画は正に關する請願(二通)

請願者 東京都北多摩郡小平町

小川一、六二七 新野

七治外百名

紹介議員 鈴木 強君

この請願の趣旨は、第一六四三号と同じである。

第二三七八号 昭和三十八年三月十日
九日受理

電信電話設備拡充のための第三次五箇年計画は正に關する請願(二通)

請願者 横浜市南区笹下町九五

八 山内裕八郎外三十五名

紹介議員 中村 順造君

この請願の趣旨は、第一六四三号と同じである。

第二三七九号 昭和三十八年三月十日
九日受理

電信電話設備拡充のための第三次五箇年計画は正に關する請願

請願者 埼玉県大宮市上小町二

〇一 久保田作造外五十六名

紹介議員 横川 正市君

この請願の趣旨は、第一六四三号と同じである。

第二三八〇号 昭和三十八年三月十日
九日受理

電信電話設備拡充のための第三次五箇年計画は正に關する請願(十通)

請願者 千葉県佐倉市海隣寺町

五七 斎藤英二外八百七十六名

紹介議員 久保 等君

この請願の趣旨は、第一六四三号と同じである。

第二三八一号 昭和三十八年三月十日
九日受理

電信電話設備拡充のための第三次五箇年計画は正に關する請願(二十三通)

請願者 東京都品川区大井廣島

町二、九四三 青木南

知子外千四百二十六名

紹介議員 柳岡 秋夫君

この請願の趣旨は、第一六四三号と同じである。

五月十三日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、簡易生命保険及び郵便年金資金の運用範囲拡大等に関する請願(第二四一五号)(第二四三〇号)

第二四一五号 昭和三十八年三月二十三日受理

簡易生命保険及び郵便年金資金の運用範囲拡大等に関する請願(二通)

請願者 北海道根室市本町根室

郵便局簡易保険加入者の会内 稲和周二外五

紹介議員 千葉 信君

簡易生命保険及び郵便年金加入者の利益を増進するため、その資金運用の範囲を拡大するとともに、余裕金直接運用等完全なる運用権の確立を図られたとの請願。

第二四三〇号 昭和三十八年三月二十五日受理

簡易生命保険及び郵便年金資金の運用範囲拡大等に関する請願

請願者 北海道中川郡池田町十

勝池田郵便局内 金田

亮二外十四名

紹介議員 千葉 信君

この請願の趣旨は、第二四一五号と同じである。

五月十三日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、公衆電気通信法及び有線電気通信法の一部を改正する法律案

公衆電気通信法及び有線電気通信法の一部を改正する法律案

公衆電気通信法及び有線電気通信法の一部を改正する法律案

公衆電気通信法及び有線電気通信法の一部を改正する法律案

公衆電気通信法及び有線電気通信法の一部を改正する法律案

公衆電気通信法及び有線電気通信法の一部を改正する法律案

(公衆電気通信法の一部改正)

第一条 公衆電気通信法(昭和二十八年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三章 電話(第二十五条―第五十五条)の二 加入電信(第五十五条)」を「第三章 電話(第二十五条―第五十五条)の二 有線放送電話(第五十五条)の二 加入電信(第五十五条)」に改める。

第四十四条第一項中「電話を含む。」を「電話及び第五十四条の三第一項に規定する接続通話契約に基づき設置される同項の有線放送電話接続回線を含む。」に改め、同項の表中「加入電話等の数の」を「加入電話等の数(その数から、第五十四条の三第一項に規定する接続通話契約に基づき設置される同項の有線放送電話接続回線がある場合には、その有線放送電話接続回線の数を差し引いた数)の」に改める。

第四十六条中「公社が定めるもの」を「第五十四条の五に規定する有線放送電話接続通話及び公社が定めるその他の通話」に改める。

第三章の二 有線放送電話接続通話

(接続通話契約)

第五十四条の三 公社は、有線放送電話に関する法律(昭和三十

二年法律第五十二号)第三条の許可を受けた者(以下「有線放送電話業者」という。)から、その有線放送電話業務(同法第二条第二項に規定する有線放送電話業務をいう。)の用に供する設備(以下「有線放送電話設備」という。)の交換設備と第二十六条第一項第一号に規定する局交換設備との間に、これらを接続する公社の電話回線(以下「有線放送電話接続回線」という。)の設置を受け、これを通ずる当該有線放送電話設備による通話に関し公衆電気通信業務の提供を受ける契約(以下「接続通話契約」という。)の締結の申込みを受けたときは、公社の予算の範囲内において、その申込みの全部を承諾しなければならない。

2 接続通話契約は、当該契約に係る有線放送電話設備により当該有線放送電話接続回線を通じて通話することができ、地域の区分により第一種接続通話契約及び第二種接続通話契約の二種とする。

3 公社は、次に掲げる場合には、接続通話契約の締結の申込みを承諾しないことができる。

一 有線放送電話接続回線その他その申込みをした接続通話契約に係る公衆電気通信業務を提供するために必要な公社の公衆電気通信設備の新設、改造又は修理が技術上著しく困難であるとき。

二 その申込みをした接続通話契約に係る有線放送電話設備

が、前項の契約の種類ごとにその設備により有線放送電話接続回線を通じて通話することができない地域に及び、公衆電気通信業務に支障を及ぼすのを防止するために必要な限度において公社が郵政大臣の認可を受けて定める技術基準に適合しないとき。

三 その他公社の業務の遂行に著しい支障があるとき。

4 接続通話契約に係る有線放送電話接続回線を収容すべき電話取扱局は、次のとおりとする。

一 その接続通話契約に係る有線放送電話設備の交換設備(二以上あるときは、そのすべて)の所在場所が一の電話加入区域内にあるときは、その電話加入区域内の電話取扱局(二以上あるときは、公社が指定するもの)

二 その接続通話契約に係る有線放送電話設備の交換設備が二以上ある場合において、これらのうちの一部の交換設備の所在場所が一の電話加入区域内にあり、他の交換設備の所在場所が電話加入区域外の地域にあるときは、その一部の交換設備の所在場所のある電話加入区域内の電話取扱局(二以上あるときは、公社が指定するもの)

三 その接続通話契約に係る有線放送電話設備の交換設備が二以上ある場合において、これらのうちのいずれか一の所在場所と他の一の所在場所と

がそれぞれ異なる電話加入区域内にあるときは、これらのすべての交換設備のうち、その所在場所がいずれかの電話加入区域内にあるものにつき、その契約の締結の申込みをした者が選定した一の交換設備の所在場所のある電話加入区域内の電話取扱局(二以上あるときは、公社が指定するもの)

四 その他の場合には、公社が指定する電話取扱局

5 前項第一号から第三号までの場合において、当該各号の規定により定まる電話取扱局が当該接続通話契約に係る有線放送電話設備の交換設備のある都道府県の区域(北海道にあつては、郵政省令でその区域を分けて定める区域。以下第五十四条の五までにおいて同じ。)以外の都道府県の区域内にあるときは、その他郵政省令で定める特別の事由があるときは、当該接続通話契約に係る有線放送電話接続回線を収容すべき電話取扱局は、同項の規定にかかわらず、公社が、郵政大臣の認可を受けて定める基準に基づいて指定する。

(接続通話契約の解除等)

第五十四条の四 公社は、公社と接続通話契約を締結した者(以下「接続通話契約者」という。)が有線放送電話業者でなくなつたときは、当該接続通話契約を解除するものとする。

2 第四十二条の規定は、接続通話契約を締結した有線放送電話業者について準用する。

(有線放送電話接続通話の種類)

第五十四条の五 接続通話契約に係る有線放送電話設備(以下「接続通話設備」という。)による当該有線放送電話接続回線を通ずる通話(以下「有線放送電話接続通話」という。)は、公社が定めるものを除き、第一種接続通話契約に係るものにあつては第一号に掲げる通話、第二種接続通話契約に係るものにあつては次の各号に掲げる通話に限るものとする。

一 市内接続通話 一の接続有線放送電話設備と、当該有線放送電話接続回線が収容されている電話取扱局の所在する普通加入区域内にある電話取扱局に収容されている電話(その交換に関する事務が電話取扱局によつて行なわれる電話をいう。以下この条において同じ。)又はその普通加入区域内にある電話取扱局にその有線放送電話接続回線が収容されている接続有線放送電話設備との間の通話

二 市外接続通話 一の接続有線放送電話設備と、当該有線放送電話接続回線が収容されている電話取扱局の所在する都道府県の区域内にある電話取扱局(郵政省令で定める基準に該当するものに限る。)に収容されている電話又はこれらの電話取扱局にその有線放

送電話に関する法律(昭和三十

送電話接続回線が収用されて
いる接続有線放送電話設備と
の間の通話（前号に掲げるも
のを除く。）

（有線放送電話接続通話につ
いての準用規定）

第五十四条の六 第四十七条の規
定は、市外接続通話の種類につ
いて、第四十八条から第五十
条までの規定は、市外接続通話の
接続の順序について、それぞ
れ、準用する。

2 第四十八条の規定は、市外通
話に係る第四十七条第一項各号
の種類と市外接続通話に係る
第一項の当該各号の種類と通話
との間の接続の順序について、
第四十九条及び第五十条の規定
は、これらの各条に規定する特
別の事項を内容とする市外通話
又は市外接続通話と当該事項を
内容としない市外接続通話又は
市外通話との間の接続の順序に
ついて、それぞれ、準用する。

（接続有線放送電話設備に係る
交換の取扱）

第五十四条の七 公社は、接続有
線放送電話設備の交換設備によ
る有線放送電話接続通話に係る
交換の事務の円滑化を図り、公
衆電気通信業務の適正な運営に
資するため、接続通話契約者に
対し、その交換の取扱方法につ
いて必要な助言又は指導を行な
うように努めるものとする。

（接続有線放送電話設備の保存
等）

第五十五条 接続通話契約者は、
当該接続有線放送電話設備が当
該接続通話契約の種類につき定
められた第五十四条の第三項
第二号の技術基準に適合するよ
うに保存しなければならない。

2 接続有線放送電話設備の保存
は、その設備が前項の技術基準
に適合し、かつ、公衆電気通信
業務に支障を及ぼすのを防止す
るために必要な限度において郵
政省令で定めるところにより公
社が定める準則に従つて行なわ
なければならない。

3 接続通話契約者は、当該接続
有線放送電話設備を変更したと
きは、郵政省令で定めるところ
により、公社の検査を受け、そ
の変更後の設備が第一項の技術
基準に適合していると認められ
た後でなければ、有線放送電話
接続通話の請求をしてはならな
い。ただし、その変更が郵政省
令で定める軽微な変更であると
きは、この限りでない。

第五十六条中「前三章」を「前
四章」に改める。
第七十五条中「地域団体加入電
話に関する料金」の下に「共同
して接続通話契約を締結した者が
支払うべき接続通話契約に係る料
金」を加える。

第七十七条中「第四十三条の五」
の下に「第五十四条の四第二項」
を、「地域団体加入電話の通話」の
下に「有線放送電話接続通話」を
加える。
第七十八条第一項第四号中「又
は加入組合の組合員」を「加入

組合の組合員又は接続通話契約
者」に、「又は地域団体加入電話」
を、「地域団体加入電話又は接続
有線放送電話設備」に、「又は地
域団体加入契約」を、「地域団体
加入契約又は接続通話契約」に改
め、「電話使用料」の下に「又は
有線放送電話接続通話に係る有線
放送電話接続回線等使用料（加入
電話における電話使用料に相当す
るものとして公社が郵政大臣の認
可を受けて定めるものをいう。以
下第九十一条第三号において
同じ。）」を加え、「これに」を「こ
れらに」に改め、同項第五号中「又
は加入組合の組合員（加入組合の
業務執行者を含む。）」を「加入
組合の組合員（加入組合の業務執
行者を含む。）又は接続通話契約
者」に、「又は地域団体加入電話に
よる市内通話」を「若しくは地域団
体加入電話による市内通話又は度
数料金局にその有線放送電話接続
回線が収容されている接続有線放
送電話設備による市内接続通話」
に改め、「その市内通話」の下に
「又は市内接続通話」を加え、同項
第六号中「第四十七条第一項第四
号」の下に「第五十四条の六第
一項において準用する場合を含む。」
を加え、「同条第三項」を
「第四十七條第三項（第五十四条の
六第一項において準用する場合を
含む。）」に、「同条第一項第四号」
を「第四十七條第一項第四号（第五
十四条の六第一項において準用す
る場合を含む。）」に改め、同項第
八号中「又は加入組合の組合員（加
入組合の業務執行者を含む。）」を

「加入組合の組合員（加入組合の
業務執行者を含む。）又は接続通話
契約者」に改め、「第四十七條第一
項第五号」の下に「（第五十四条の
六第一項において準用する場合を
含む。）」を加え、「同条第三項」を
「第四十七條第三項（第五十四条の
六第一項において準用する場合を
含む。）」に、「同条第一項第五号」
を「第四十七條第一項第五号（第五
十四条の六第一項において準用す
る場合を含む。）」に改め、同項第
九号中「又は加入組合の組合員（加
入組合の業務執行者を含む。）」を
「加入組合の組合員（加入組合の
業務執行者を含む。）又は接続通話
契約者」に改める。

第二百五条の二中「加入組合」の下
に「接続通話契約者」を、「加入
契約」の下に「接続通話契約」を、
「電話機」の下に「組合交換設備、
接続有線放送電話設備の交換設
備」を加える。
第九十一条第一項各号列記以外の
部分中「電話の通話」を「通話」に改
め、同項第三号中「又は加入組合
の組合員」を、「加入組合の組合員
又は接続通話契約者」に、「又は地
域団体加入電話」を、「地域団体加
入電話又は接続有線放送電話設
備」に改め、「電話使用料」の下に「又
は有線放送電話接続通話に係る有
線放送電話接続回線等使用料」を、
「定額料金制による加入電話」の
下に「若しくは地域団体加入電話又
は定額料金局にその有線放送電話
接続回線が収容されている接続有
線放送電話設備」を加え、同項第
四号中「第四十七條第一項第四号」

の下に「（第五十四条の六第一項に
おいて準用する場合を含む。）」を
加え、「同号」を「第四十七條第一
項第四号（第五十四条の六第一項
において準用する場合を含む。）」
に改め、「第五十条」の下に「（こ
れらの規定を第五十四条の六にお
いて準用する場合を含む。）」を、
「市外通話」の下に「又は市外接続通
話」を加え、同項第五号中「第四
十七條第一項第五号」の下に「（第
五十四條の六第一項において準用
する場合を含む。）」を加え、「同号」
を「第四十七條第一項第五号（第五
十四條の六第一項において準用す
る場合を含む。）」に改め、「第五
十條」の下に「（これらの規定を第
五十四條の六において準用する場
合を含む。）」を、「市外通話」の下
に「又は市外接続通話」を加える。
（有線電気通信法の一部改正）

第二条 有線電気通信法（昭和二十
八年法律第九十六号）の一部を次
のように改正する。
第四条第二号の次に次の一号を
加える。
二の二 二人以上の者が、共同
して一の業務区域につき有線
放送電話に関する法律（昭和
三十二年法律第五十二号）
第三条の許可を受け、その許
可に係る有線放送電話業務
（同法第二条第二項に規定す
る有線放送電話業務をいう。
以下同じ。）の用に供する設備
を設置するとき。

第九條の二第一項中「昭和三十
二年法律第五十二号」及び「有
線放送電話に関する法律第二条第

二項に規定する有線放送電話業務をいう。以下同じ。を削り、同条第二項に次のただし書を加える。

ただし、公衆電気通信法第五十四条の三第一項に規定する接続通話契約を締結した場合において、その契約に基づいてするときは、この限りでない。

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 この法律の施行の際現に、公衆電気通信法（以下「公衆法」という。）第十二条の二の規定により日本電信電話公社（以下「公社」という。）が試行的に提供する有線放送接続電話試行役務（有線放送接続電話試験実施のための契約約款（昭和三十六年日本電信電話公社公示第百十四号）に基づき提供される試行役務をいう。）の提供を受ける契約（以下「試行契約」という。）を公社と締結している者は、この法律の施行の時に於いて、当該試行契約に代えて、公社と第二種接続通話契約（改正後の公衆法第五十四条の三第二項の第二種接続通話契約をいう。）を締結したものとみなす。

3 前項の規定により公社と締結したものとみなされる第二種接続通話契約でこれに係る従前の試行契約が昭和三十八年四月三十日まで締結されたものについては、その接続通話契約に係る有線放送電話設備（改正後の公衆法第五十四条の三第一項の有線放送電話設備

をいう。）による有線放送電話接続回線（同項の有線放送電話接続回線をいう。以下同じ。）を通ずる通話の範囲は、改正後の公衆法第五十四条の五の規定にかかわらず、この法律の施行の日から起算して三年間は、なお、この法律の施行の際に効力を有していた前項の契約約款の相当規定の例によるものとする。この場合における公衆法の規定の適用については、同条第一号の市内接続通話たる通話以外の通話（有線放送電話接続回線を通ずる通話に限る。）は、これを市外接続通話とする。